

地区住民自治活動保険料助成制度について(案)

(1) 趣旨・目的

都市内分権を推進するにあたり、住民が安心して活動できる住民主体の活発なまちづくりを支援するとともに、本来市が行うべき事務の一部を住民自治協議会が担うことによる、市の応分負担という観点から、市民と行政との協働によるまちづくりを目的として、地区住民自治活動保険（以下、「保険」という。）に加入した住民自治協議会に対し、その保険料を助成する「地区住民自治活動保険料助成制度」を創設する。

(2) 助成の対象となる保険の概要

- ①住民自治協議会の活動や行事に従事中、参加中の住民が偶然な事故により傷害を被った場合
 - ②住民自治協議会または住民が第三者を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- に補償するもので、一般的には「自治会活動保険」と称されている保険。

(3) 保険の契約者 住民自治協議会

(4) 助成の対象 保険に加入した住民自治協議会

(5) 助成額の算出方法

①標準保険料単価

市は、市が定める標準となる補償の内容「標準補償内容」に基づき、損害保険会社から見積書を徴し、1世帯あたりの保険料額「標準保険料単価」をめる。

②助成率

助成率の上限は50%とし、加入世帯数による割引率（当該地区の加入世帯数によって異なる）を控除した割合を助成率とする。

③助成額

当該地区の加入世帯数に①の「標準保険料単価」を乗じて得た額に、②の助成率を乗じて得た額を助成額とする。

【標準補償内容】 **賠償責任**：1億円（対人・対物共通）

傷害：死亡 300万円 入院 2,000円／日 通院 1,000円／日

【助成額の算出例】

ア 標準保険料単価 157円

イ 加入世帯数 900世帯

ウ 加入世帯数による割引率 10%

エ 助成率＝助成率上限50%－世帯数による割引率10%＝40%

◆保険料 157円（標準保険料単価と同額）の保険に加入した場合の助成額

=（加入世帯数900世帯×標準保険料単価157円）×40%=56,520円

◆保険料 167円（高額）の保険に加入した場合の助成額=（加入世帯数900世帯×加入保険料単価167円）×40%=60,120円→56,520円＜上限額＞

◆保険料 147円（低額）の保険に加入した場合の助成額

=（加入世帯数900世帯×加入保険料単価147円）×40%=52,920円

(6) 住民負担

住民負担額は標準保険料単価と同額以下の保険に加入した場合は、世帯数の多少によらず、どの地区においても、一世帯あたり保険料の50%で加入することができる。